〇国立大学法人埼玉大学教育学部長選考規程

改正 平成18.1.26 17規則36 平成27. 2.19 26規則67 令和元.11.21 元規則32

(学部長候補者の選考)

第1条 教育学部長候補者(以下「学部長候補者」という。)は、教育学部教授会構成員の教授の中から、教育学部教授会(以下「教授会」という。)が選考する。ただし、教授会がその必要を認めたときは、教授会構成員としての教授予定者を、選考の範囲内に加えることができる。

(選考を行う場合)

- 第2条 学部長候補者の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。
 - (1) 学部長の任期が満了するとき。
 - (2) 学部長が辞任を申し出たとき。
 - (3) 学部長が欠員となったとき。
- 2 学部長候補者の選考は、前項第1号の場合にあっては、任期満了の1か月前までに完了すること、前項第2号又は第3号の場合にあっては、辞任の申出があったとき、又は欠員となったときから1か月以内に開始することを原則とする。

(選考方法)

- 第3条 教授会は、学部長候補者を選考するため、選挙有資格者による第1次及び 第2次の選挙を行う。
- 2 前項の選挙には、選挙有資格者の3分の2以上の投票を必要とする。

(選挙管理)

第4条 選挙は、教授会構成員が互選した5人の委員で構成する学部長候補者選挙 管理委員会が管理する。

(選挙有資格者)

- 第5条 選挙有資格者は、選挙公示日に在任する教授会構成員とする。ただし、選挙の日までに退職した者はその資格を失う。
- 2 前項の規定にかかわらず、選挙の日において海外渡航中の者及び休職中の者は 選挙有資格者としない。ただし、当該選挙を電子的方式による投票(以下「電子 投票」という。)により行う場合は、この限りでない。

(第1次選挙)

第6条 第1次選挙は、2名連記無記名投票とし、投票用紙による投票又は電子投票により行い、得票多数の3人を第2次選挙の候補者とする。ただし、末位に得票同数の者があるときは、その者を第2次選挙の候補者に加える。

(第2次選挙)

- 第7条 第2次選挙は、単記無記名投票とし、投票用紙による投票又は電子投票により行い、有効投票の過半数を得た者を当選者とする。
- 2 前項の投票において、有効投票の過半数を得た者がないときは、得票数上位の 2人(得票同数者間の順位については、年長者を上位とする。)について投票を 行い得票多数の者を当選者とする。この場合、得票同数となったときは、年長者 を当選者とする。

(上申及び任命)

- 第8条 教授会は、前条の選挙の結果によって学部長候補者を選考し、学部長はこれを学長に上申する。
- 2 学長は、前項の上申を経て、学部長を任命する。

(辞退の場合)

第9条 学部長候補者が学部長となることを辞退したときは、改めてこの規程による選考を行う。

(任期)

- 第10条 学部長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き4年を超えて在任することはできないものとする。
- 2 学部長に欠員が生じた場合の補欠の学部長の任期は、前任者の残任期間とし、 その期間は、前項ただし書の期間に算入しないものとする。

(実施細則)

第11条 この規程の実施に関する細則は、「国立大学法人埼玉大学学部長選考実施細則」(平成16年4月1日規則第106号)による。

附則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18. 1.26 17規則36)

この規則は、平成18年2月1日から施行する。

附 則 (平成27. 2.19 26規則67)

この規程は、平成27年4月1日から施行し、この規程施行の際現に在任する学部長の後任の選考から適用する。

附 則 (令和元11.21 元規則32)

この規程は、令和元年11月21日から施行する。